

災害廃棄物等の処理の協力に関する協定

埼玉県清掃行政研究協議会（以下「甲」という。）と埼玉県再生資源事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害廃棄物等の処理に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、埼玉県内において地震等の災害が発生して、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）が設置する処理施設（付帯設備を含む）等の被災により、適正な処理が困難となった場合に、甲が乙に災害廃棄物等の撤去、収集・運搬及び処分等の協力を要請し、速やかに、県民の安心・安全な生活環境の確保及び公衆衛生の向上を図るに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、市町村等が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去
- (2) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の共有）

第5条 甲は、第3条に規定する要請に当たっては、乙に対して、県内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害発生後速やかに、甲に対して、災害廃棄物等の処理に関し協力可能な会員の状況を報告するものとする。
- 3 甲は、毎年5月31日までに、乙に対して、前年度末の市町村等が設置する処理施設に関する情報を提供するものとする。
- 4 乙は、毎年5月31日までに、甲に対して前年度末の乙の会員について、その従業員数、車両及び資機材等の状況を提供するものとする。

（協力要請の手続）

第6条 甲は、第3条に規定する要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙に送付するものとする。ただし、文書により難い場合は、この限りでない。

- (1) 協力を要請する市町村等の名称
- (2) 要請の内容

（3）その他必要な事項

2 第3条の規定による要請は、当該協力を要請する市町村等から乙及び乙の会員に対する災害廃棄物等の処理の委託とみなす。

（実施内容の報告）

第7条 乙は、災害廃棄物等の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 協力を受けた市町村等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、協力を受けた市町村等が負担するものとする。

2 前項の費用の負担については、乙と当該市町村等が協議の上、決定するものとする。

3 前項の協議に先立って、甲は、乙に対して、災害廃棄物等の処理に係る標準的な費用の提示を求めることができる。

（損害補償）

第9条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物等の処理により生じた損害の補償については、乙と協力を受けた市町村等が協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に関する相互の連絡窓口は、甲においては埼玉県環境部資源循環推進課、乙においては埼玉県再生資源事業協同組合事務局とする。

（県外支援の協力）

第11条 埼玉県以外の都道府県において発生した災害に対して甲が災害廃棄物等の処理を支援する場合、乙は、甲の要請に応じて可能な限り協力をするものとする。

（協議）

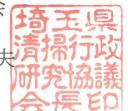
第12条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年 / 月 日

埼玉県川口市青木2丁目1番1号
甲 埼玉県清掃行政研究協議会

会長 奥ノ木 信夫



埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目156番地1
乙 埼玉県再生資源事業協同組合

理事長 福田 寛栄